

# 山梨県公報

号外第三十号

平成二十三年

三月三十一日

木 曜 日

## 目 次

### 企 業 局

- 山梨県公営企業管理者の職務を代理する者を定める規程……………一
- 企業局本庁に企業理事を設置することに伴う関係規程の整備に関する規程……………一
- 山梨県企業局庁舎等管理規程の一部を改正する規程……………四
- 山梨県営電気事業保安規程の一部を改正する規程……………一

## 企 業 局

### 山梨県企業局管理規程第二号

山梨県公営企業管理者の職務を代理する者を定める規程を次のように定める。  
平成二十三年三月三十一日

山梨県公営企業管理者 小 林 勝 己

#### (趣旨)

**第一条** この規程は、地方公営企業法(昭和二十七年法律第二百九十二号)第十三条第一項の規定により公営企業管理者の職務を代理する上席の職員について定めるものとする。

#### (上席の職員)

**第二条** 前条に定める上席の職員は、次のとおりとする。

- 第一順位 企業局長
- 第二順位 企業局企業理事
- 第三順位 企業局次長

#### 附 則

この規程は、平成二十三年四月一日から施行する。

### 山梨県企業局管理規程第二号

企業局本庁に企業理事を設置することに伴う関係規程の整備に関する規程を次のよう

に定める。

平成二十三年三月三十一日

山梨県公営企業管理者 小 林 勝 己

企業局本庁に企業理事を設置することに伴う関係規程の整備に関する規程

(山梨県企業局に勤務する職員の研修に関する規程の一部改正)

**第一条** 山梨県企業局に勤務する職員の研修に関する規程(昭和四十年山梨県企業局管理規程第六号)の一部を次のように改正する。

附則を附則第一項とし、同項に見出しとして「(施行期日)」を付し、附則に次の一項を加える。

(平成二十三年度の特例措置)

- 2 平成二十三年四月一日から平成二十四年三月三十一日までの間における第二条第二項、同条第三項及び同条第四項の規定の適用については、これらの規定中「局長」とあるのは、「企業理事」とする。

(山梨県企業局被服貸与規程の一部改正)

**第二条** 山梨県企業局被服貸与規程(昭和四十年山梨県企業局管理規程第十一号)の一部を次のように改正する。

附則を附則第一項とし、同項に見出しとして「(施行期日)」を付し、附則に次の一項を加える。

(平成二十三年年度の特例措置)

- 2 平成二十三年四月一日から平成二十四年三月三十一日までの間における第三条第一項、第六条、第七条、第八条第二項、第一号様式、第三号様式及び第四号様式の規定の適用については、第三条第一項、第六条、第七条及び第八条第二項の規定中「局長」とあるのは、「企業理事」と、第一号様式、第三号様式及び第四号様式中「山梨県企業局長」とあるのは、「山梨県企業局企業理事」とする。

(山梨県企業局財務規程の一部改正)

**第三条** 山梨県企業局財務規程(昭和四十一年山梨県企業局管理規程第三十七号)の一部を次のように改正する。

- 附則第一項に見出しとして「(施行期日)」を付する。
- 附則第二項に見出しとして「(経過措置)」を付する。
- 附則に次の一項を加える。

(平成二十三年年度の特例措置)

- 4 平成二十三年四月一日から平成二十四年三月三十一日までの間における第十六条、第八十九条、第一百六条第一項、同条第二項、第一百七条、第一百七条の二、第一百八条、第一百十条、第一百五十五条の二第一項、同条第二項、第一百五十五条の三、第一百十六条、第

百二十条、第二百一十一条、第二百二十二条第一項、同条第二項、第二百二十三条、第二十八号様式、第二十八号様式の二及び第三十七号様式の二の規定の適用については、これらの規定中「局長」とあるのは、「企業理事」とする。

(山梨県企業職員の給与に関する規程の一部改正)

**第四条** 山梨県企業職員の給与に関する規程(昭和四十二年山梨県企業局管理規程第四号)の一部を次のように改正する。

第五条の二を次のように改める。

(管理職手当の支給額)

**第五条の二** 前条第一項に規定する職を占める企業職員のうち地方公務員法(昭和二十五年法律第二百六十一号)第二十八条の四第一項、第二十八条の五第一項又は第二十八条の六第一項若しくは第二項の規定により採用された企業職員(以下この条において「再任用企業職員」という。)以外の企業職員に支給する管理職手当の額は、当該企業職員の属する職務の級及び当該職に係る前条第二項の規定による区分(以下「当該職の区分」という。)に応じ、別表第三の二の管理職手当額欄に定める額(育児短時間勤務企業職員等にあつては、その額に次の各号に掲げる企業職員の区分に応じ当該各号に定める数を乗じて得た額とし、その額に一円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額とする。)とする。

一 山梨県企業局に勤務する職員の勤務時間及び休暇等に関する規程(昭和四十年山梨県企業局管理規程第五号。以下「勤務時間規程」という。)(第二条の規定によりその例によることとされる山梨県職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例(昭和二十八年山梨県条例第五号。次項において「県職員勤務時間条例」という。)(第二条第二項の適用を受ける企業職員 同項の規定により定められたその者の勤務時間を同条第一項に規定する勤務時間で除して得た数

二 勤務時間規程第三条に規定する発電総合制御所等に勤務する企業職員 任命権者が定めるその者の勤務時間を勤務時間規程別表に規定する勤務時間で除して得た数

2 前条第一項に規定する職を占める企業職員のうち再任用企業職員に支給する管理職手当の額は、当該企業職員の属する職務の級及び当該職の区分に応じ、別表第三の三の管理職手当額欄に定める額(育児短時間勤務企業職員等にあつてはその額に前項第一号又は第二号に定める数を、再任用短時間勤務企業職員にあつてはその額に次の各号に掲げる企業職員の区分に応じ当該各号に定める数をそれぞれ乗じて得た額とし、その額に一円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額とする。)

一 勤務時間規程第二条の規定によりその例によることとされる県職員勤務時間条

例第二条第二項の適用を受ける企業職員 同条例第二条第三項の規定により定められたその者の勤務時間を同条第一項に規定する勤務時間で除して得た数

二 勤務時間規程第三条に規定する発電総合制御所等に勤務する企業職員 任命権者が定めるその者の勤務時間を勤務時間規程別表に規定する勤務時間で除して得た数

3 前二項に規定する「育児短時間勤務企業職員等」とは、地方公務員の育児休業等に関する法律(平成三年法律第百十号)第十条第三項の規定により、地方公営企業法(昭和二十七年法律第二百九十二号)第三十九条第三項において読み替えて適用される地方公務員の育児休業等に関する法律(以下この項において「読替え後の地方公務員育休法」という。)(第十条第一項に規定する育児短時間勤務の承認を受けて当該育児短時間勤務をしている企業職員(読替え後の地方公務員育休法第十七条の規定による短時間勤務をすることとなつた企業職員を含む。))をいう。

4 第二項に規定する「再任用短時間勤務企業職員」とは、再任用企業職員で地方公務員法第二十八条の五第一項に規定する短時間勤務の職を占めるものをいう。

別表第三の二局本庁の項中「企画調整主幹」を「企業理事」に、石和温泉管理事務所の項中「六種(管理者が認める者にあつては五種)」を「五種」に改める。

別表第三の二の次に次の一表を加える。

三洲郡川中川(兼川中川二川)係)

職務の級	支給区分	管理職手当額
9級	一種	112,900円
	二種	99,800円
	三種	91,800円
8級	一種	99,800円
	二種	91,800円
	三種	79,800円
7級	四種	69,300円
	五種	62,000円
	六種	54,600円
6級	六種	48,200円
	七種	41,700円
	八種	35,300円

(山梨県企業局組織規程の一部改正)

**第五条** 山梨県企業局組織規程(昭和四十三年山梨県企業局管理規程第一号)の一部を次のように改正する。

第五条第一項中、「必要に応じ」の下に、「企業理事又は」を加え、同条第二項中、「局長」の下に、「企業理事」を加える。

(山梨県企業局事務決裁規程の一部改正)

**第六条** 山梨県企業局事務決裁規程(昭和四十三年山梨県企業局管理規程第三号)の一部を次のように改正する。

別表第一第一号、第二号及び第六号中、「局長」の下に、「企業理事」を加える。  
附則に次の一項を加える。

(平成二十三年年度の特例措置)

3 平成二十三年四月一日から平成二十四年三月三十一日までの間における第三条、第八条及び第九条の規定の適用については、これらの規定中、「局長」とあるのは、「企業理事」とする。

(山梨県企業局宿舍管理規程の一部改正)

**第七条** 山梨県企業局宿舍管理規程(昭和五十年山梨県企業局管理規程第十号)の一部を次のように改正する。

附則第一項に見出しとして、「(施行期日)」を付する。

附則第二項に見出しとして、「(山梨県企業局職員公舎貸与規程等の廃止)」を付する。  
附則第三項に見出しとして、「(経過措置)」を付し、附則に次の一項を加える。

(平成二十三年年度の特例措置)

4 平成二十三年四月一日から平成二十四年三月三十一日までの間における第四条第一項、第五条第一項、同条第二項、第六条、第八条第二項、第十五条第二項及び第二十四条第二項の規定の適用については、これらの規定中、「局長」とあるのは、「企業理事」とする。

(山梨県企業局庁舎等管理規程の一部改正)

**第八条** 山梨県企業局庁舎等管理規程(昭和五十三年山梨県企業局管理規程第三号)の一部を次のように改正する。

附則を附則第一項とし、同項に見出しとして、「(施行期日)」を付し、附則に次の一項を加える。

(平成二十三年年度の特例措置)

2 平成二十三年四月一日から平成二十四年三月三十一日までの間における第三条第一項の規定の適用については、同項中、「局長」とあるのは、「企業理事」とする。  
(山梨県企業局議規程の一部改正)

**第九条** 山梨県企業局議規程(昭和五十三年山梨県企業局管理規程第十号)の一部を次のように改正する。

第三条第一項中、「局長」の下に、「企業理事」を加える。

(山梨県企業局職員の安全衛生管理規程の一部改正)

**第十条** 山梨県企業局職員の安全衛生管理規程(昭和五十四年山梨県企業局管理規程第七号)の一部を次のように改正する。

第四条第二項中、「若しくは次長」の「を」又は管理者が指定する」に改める。

(山梨県企業局固定資産事務規程の一部改正)

**第十一条** 山梨県企業局固定資産事務規程(昭和五十五年山梨県企業局管理規程第八号)の一部を次のように改正する。

附則に次の一項を加える。

(平成二十三年年度の特例措置)

4 平成二十三年四月一日から平成二十四年三月三十一日までの間における第四条第一項、第五条、第七条及び第八条の規定の適用については、これらの規定中、「局長」とあるのは、「企業理事」とする。

(山梨県企業局契約事務規程の一部改正)

**第十二条** 山梨県企業局契約事務規程(昭和五十五年山梨県企業局管理規程第九号)の一部を次のように改正する。

附則を附則第一項とし、同項に見出しとして、「(施行期日)」を付し、附則に次の一項を加える。

(平成二十三年年度の特例措置)

2 平成二十三年四月一日から平成二十四年三月三十一日までの間における第三条第一項、同条第二項、第六条、第七条第一項及び同条第二項の規定の適用については、これらの規定中、「局長」とあるのは、「企業理事」とする。

(山梨県企業局職員職務発明等取扱規程の一部改正)

**第十三条** 山梨県企業局職員職務発明等取扱規程(平成十二年山梨県企業局管理規程第一号)の一部を次のように改正する。

附則に次の一項を加える。

(平成二十三年年度の特例措置)

4 平成二十三年四月一日から平成二十四年三月三十一日までの間における第十八条第二項の規定の適用については、同項中、「企業局長」とあるのは、「企業理事」とする。

**附則**

この規程は、平成二十三年四月一日から施行する。

山梨県企業局管理規程第三号

山梨県企業局庁舎等管理規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成二十三年三月三十一日

山梨県公営企業管理者 小林 勝 己

山梨県企業局庁舎等管理規程の一部を改正する規程

山梨県企業局庁舎等管理規程（昭和五十三年山梨県企業局管理規程第三号）の一部を次のように改正する。

第八条中第四項を第五項とし、第三項を第四項とし、同条第二項中「前項」を「第一項」に改め、「第二号様式」の下に「及び行商等許可証（第三号様式）」を加え、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2 法人（法人でない団体で代表者又は管理人の定めがあるものを含む。以下この項及び第九条第二項において同じ。）が提出する前項の申請書には、当該法人の役員、代表者又は管理人の氏名、生年月日及び住所を記載した書類を添付しなければならない。

第九条第一項中「第三号様式」を「第四号様式」に、「第四号様式」を「第五号様式」に改め、同条第三項中「前条第三項及び第四項」を「前条第四項及び第五項」に改め、同項を同条第四項とし、同条第二項中「前項」を「第一項」に、「第五号様式」を「第六号様式」に、「第六号様式」を「第七号様式」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2 法人が提出する前項の申請書には、前条第二項の書類を添付しなければならない。  
第十条第五号中「第八条」を「第九条」に改め、同号を同条第六号とし、同条第四号の次に次の一号を加える。

五 第八条の規定に違反して、行商等をした者  
第一号様式から第四号様式までを次のように改める。

第1号様式（第8条関係）

年 月 日

山梨県公営企業管理者 殿  
(事業所長)

申請者  
住所  
ふりがな  
氏名  
生年月日

印

行商等許可申請書

山梨県企業局本庁（事業所）内において、次の行為をしたいので許可してください。

行為の概要		申請者等（直接行為者）	
1 場 所		商 号	
2 品名等		職 業	
3 方 法		ふりがな 氏 名	
4 期 間	年 月 日から 年 月 日まで	年 齢	年 月 日生 歳
5 時 間	時 分から 時 分まで	性 別	
6 その他			

<input type="checkbox"/> 誓 約 (誓約する場合は <input type="checkbox"/> にレ印 を記入すること。)	自己又は自社の役員等は、暴力団、暴力団員又はこれらと密接な 関係を有する者ではありません。 なお、これらの確認のため、警察当局へ情報照会を行うことにつ いて承諾します。
---	---

注 申請者が法人（法人でない団体で代表者又は管理人の定めがあるものを含む。）である場合は、その役員、代表者又は管理人の氏名、生年月日及び住所を記載した書類を添付すること。

行商等許可書

第 号

住所

氏名

年 月 日付けで申請のあった山梨県企業局本庁(事業所)内における  
行商等について、次のとおり許可する。

年 月 日

山梨県公営企業管理者  
(事業所長)

印

- 1 有効期限 年 月 日から 年 月 日まで
- 2 許可行為
- 3 直接行為者
- 4 条件

第3号様式（第8条関係）

山梨県公報号外 第三十二号 平成二十三年三月三十一日

(表面)

行商等許可証			
氏名		生年月日	
商号		職業	
許可行為			
有効期間	年 月 日から	年 月 日まで	
許可時間	時 分から	時 分まで	
上記のとおり山梨県企業局本庁（事業所）内における行商等を許可する。 年 月 日 山梨県公営企業管理者 印 (事業所長)			

5.5 cm

9 cm

(裏面)

注意事項

- 1 山梨県企業局庁舎等管理規程を守ること。
- 2 関係職員の指示に従うこと。
- 3 事務の迷惑にならないよう注意すること。
- 4 この許可証は、常に携帯し、関係職員からその提示を求められたときは、本証を提示すること。
- 5 本証は他人に譲渡し、又は貸出してはならない。
- 6 本証は、その有効期間を経過したときは、直ちに返還すること。

年 月 日

山梨県公営企業管理者 殿  
（事業所長）

申請者  
住 所  
ふりがな  
氏 名 印  
生年月日

庁舎等一時使用許可申請書

山梨県企業局本庁（事業所）内を次のとおり使用したいので許可してください。

使 用 場 所	
使 用 日 時	
使 用 目 的	
使用（利用又は参加）人員	
使 用 方 法	
そ の 他	

<input type="checkbox"/> 誓 約 （誓約する場合は□にレ印を記入すること。）	自己又は自社の役員等は、暴力団、暴力団員又はこれらと密接な関係を有する者ではありません。 なお、これらの確認のため、警察当局へ情報照会を行うことについて承諾します。
---	---

注1 使用場所を示す図面を添付すること。

2 申請者が法人（法人でない団体で代表者又は管理人の定めがあるものを含む。）である場合は、その役員、代表者又は管理人の氏名、生年月日及び住所を記載した書類を添付すること。



第六号様式を第七号様式とし、第五号様を第六号様式とし、第四号様式の次に次の一様式を加える。

年 月 日

山梨県公営企業管理者 殿  
（事業所長）

申請者  
住 所  
ふりがな  
氏 名 印  
生年月日

ポスター等掲示許可申請書

山梨県企業局本庁（事業所）内において、次のとおり掲示したいので許可してください。

掲 示 場 所	
掲 示 目 的	
掲 示 期 間	年 月 日から 年 月 日まで
掲 示 物 の 種 類 及 び 数 量	
掲 示 方 法	
そ の 他	

<input type="checkbox"/> 誓 約 （誓約する場合は□にレ印を記入すること。）	自己又は自社の役員等は、暴力団、暴力団員又はこれらと密接な関係を有する者ではありません。 なお、これらの確認のため、警察当局へ情報照会を行うことについて承諾します。
---	---

- 注 1 掲示物を添付すること。ただし、掲示物を添付できないときは、見本又はひな型等を添付すること。
- 2 申請者が法人（法人でない団体で代表者又は管理人の定めがあるものを含む。）である場合は、その役員、代表者又は管理人の氏名、生年月日及び住所を記載した書類を添付すること。

附則

(施行期日)

- 1 この規程は、平成二十三年四月一日から施行する。  
(経過措置)
- 2 この規程による改正後の山梨県企業局庁舎等管理規程第八条第一項及び第九条第一項の規定は、この規程の施行の日以後に行われる行商等の許可申請及び一時使用等の許可申請について適用し、同日前に行われた行商等の許可申請及び一時使用等の許可申請については、なお従前の例による。

山梨県企業局管理規程第四号

山梨県営電気事業保安規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成二十三年三月三十一日

山梨県公営企業管理者 小林 勝 己

山梨県営電気事業保安規程の一部を改正する規程

山梨県営電気事業保安規程(昭和六十年山梨県企業局管理規程第九号)の一部を次のように改正する。

第五条第二項の表電気主任技術者の項中

発電総合制御所所管電気工作物

を

発電総合制御所所管電気工作物

に、

笛吹川水系発電管理事務所所管

を

塩川第二発電所ダム水路工作物

電気工作物

を

笛吹川水系発電管理事務所所管  
電気工作物

に改め、同表ダム水路主任技術者の項中「発電総

路工作物

合制御所所管ダム水路工作物」の下に「(塩川第二発電所ダム水路工作物を除く。)」を、  
「笛吹川水系発電管理事務所所管ダム水路工作物」の下に「(若彦トンネル湧水発電所ダム水路工作物を除く。)」を加える。

附則

この規程は、平成二十三年四月一日から施行する。

発行者 山梨県 甲府市丸の内二丁目六番一号

印刷所 (株)サンニチ印刷 甲府市北口二丁目六番